

全建事発第 93 号
平成 24 年 11 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔公 印 省 略〕

下請事業者への配慮等について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の景気は、世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっており、とりわけ中小企業においては、デフレの影響等に対する注意が必要とされている中で、円高等の影響も懸念され、予断を許さない状況にあります。

こうした経済状況を踏まえ、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行なっております。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為を禁止するものであり、政府は、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請法の厳格な運用に努めているところです。

また、政府は、下請事業者の経営基盤を強化する観点から親事業者に対して下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく「振興基準」（別紙）の遵守を要請してきたところですが、親事業者の海外展開や国内事業所の再編等の動きが活発化している状況の中で、下請事業者の経営状況も厳しさを増しており、その遵守の重要性は一層高まっています。

つきましては、本会に対して国土交通大臣及び経済産業大臣の連名により、別添の「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請がありましたので、貴会会員に周知頂きますようお願い申し上げます。

敬 具